

平成22年 6 月11日

午前10時00分開議

於 議 場

1．出席議員は次のとおりである（18名）

1 番	堀 岡 敏 喜	2 番	炭 竈 ふく代
3 番	山 口 敏 子	4 番	小坂井 実
5 番	佐 藤 高 清	6 番	佐 藤 博
7 番	武 田 正 樹	8 番	立 松 新 治
9 番	山 本 芳 照	10番	杉 浦 敏
11番	安 井 光 子	12番	三 宮 十五郎
13番	渡 邊 昶	14番	伊 藤 正 信
15番	三 浦 義 美	16番	中 山 金 一
17番	黒 宮 喜四美	18番	大 原 功

2．欠席議員は次のとおりである（なし）

3．会議録署名議員

10番	杉 浦 敏	11番	安 井 光 子
-----	-------	-----	---------

4．地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（34名）

市 長	服 部 彰 文	副 市 長	大 木 博 雄
教 育 長	下 里 博 昭	総 務 部 長	伊 藤 敏 之
民 生 部 長 兼 福 祉 事 務 所 長	平 野 雄 二	開 発 部 長	早 川 誠
十 四 山 支 所 長	横 井 昌 明	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	村 上 勝 美
教 育 部 長	山 田 英 夫	総 務 部 次 長 兼 総 務 課 長	佐 藤 勝 義
総 務 部 次 長 兼 税 務 課 長	若 山 孝 司	民 生 部 次 長 兼 環 境 課 長	久 野 一 美
開 発 部 次 長 兼 農 政 課 長	石 川 敏 彦	開 発 部 次 長 兼 土 木 課 長	三 輪 眞 士
教 育 部 次 長 兼 社 会 教 育 課 長	水 野 進	監 査 委 員 長 事 務 局 長	服 部 正 治
人 事 秘 書 課 長	村 瀬 美 樹	企 画 政 策 課 長	伊 藤 邦 夫
防 災 安 全 課 長	伊 藤 久 幸	収 納 課 長	服 部 誠
市 民 課 長	加 藤 恵 美 子	保 険 年 金 課 長	越 川 博 文
健 康 推 進 課 長	渡 辺 安 彦	福 祉 課 長	前 野 幸 代
介 護 高 齢 課 長 兼 いこいの里所長	松 川 保 博	総 合 福 祉 セ ン タ ー 所 長	伊 藤 薫

十四山総合
福祉センター所長

伊藤 政 洋

児童課長

鯖戸 善 弘

商工労政課長

服部 保 巳

都市計画課長

竹川 彰

下水道課長

橋村 正 則

教育課長

服部 忠 昭

十四山スポーツ
センター館長

佐野 隆

図書館長

伊藤 秀 泰

5．本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長

佐藤 忠

書

記

横山 和 久

書 記

岩田 繁 樹

6．議事日程

日程第1

会議録署名議員の指名

日程第2

一般質問

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時00分 開議

- 議長（伊藤正信君） 皆さん、おはようございます。

ただいまより継続議会の会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（伊藤正信君） 日程第1、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第81条の規定により、杉浦敏議員と安井光子議員を指名します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 一般質問

- 議長（伊藤正信君） 日程第2、一般質問を行います。

順次、発言を許します。

まず山本芳照議員、お願いをします。

- 9番（山本芳照君） おはようございます。9番 山本芳照です。

私は、大きく分けて3件の質問をさせていただきます。

初めに、いよいよ6月21日からコミュニティバス事業が始まろうといたしております。この運行に伴って今日まで大きく議論が、それぞれ会議の中でなされてきました。私も3月議会の中で質問もさせていただきました。6月の初めには「広報やとみ」6月号、表紙をめくりますと、「6月21日から市のバスが変わります」というふうで一面使ってバスの詳しい内容が掲載されております。

そこで、お伺いをいたします。

私も3月議会でお伺いしましたように、サービス運賃制度の回数券の販売箇所の関係でありまして、広報によりますと市役所とバスの車内に限定して販売するという内容になっていきます。3月議会の中で私は、より多くの市民の皆さんに乘っていただくためには、いろんなところで乗車券が買いやすい状況をつくった方がいいじゃないか、こんな質問をさせていただきましたけど、最終的には市役所とバスの車内というふうになった経過について、ひとつ考え方を示し願いたいというふうに思います。

- 議長（伊藤正信君） 伊藤総務部長。

- 総務部長（伊藤敏之君） おはようございます。

ただいまの山本議員の御質問にお答えを申し上げます。

回数券の販売につきましては、原則、車内での販売を基本としております。事業を委託しております三重交通が行いますが、6月14日から弥富市役所の防災安全課の方でも販売をするということでPRをさせていただいております。

また、今後、十四山支所、鍋田市所などの公共施設での販売も随時ふやしたいと考えております。

また、前にも議員からも御指摘がございましたが、商工会などほかの団体につきましては、販売手数料などの面がございまして今後の協議会での検討課題とさせていただいております。以上でございます。

○議長（伊藤正信君） 山本議員。

○9番（山本芳照君） 今、とりあえず6月14日から市役所で販売するというお話であります。あと支所等も今後検討していく、さらには商工会も含めて販売箇所ということではありますが、ぜひ市民の皆さんが気楽に、わざわざ市役所まで来なければいけない、バスに乗ったときわざわざ買わなくてはならないという制度は極力避けていただいて、利用しやすいバスにするために、やはり切符の販売も近くの商店街で買える方向も考慮した方がいいんじゃないかというふうに思いますので、ぜひその方向で努力をしてほしいと思います。

それから、回数券の発行はあるわけでありまして、通勤・通学を目的に利用するお客さんも見えるわけですね。そうすると、通勤・通学という定期券の関係が出てきます。この広報を見る限り、定期券の発行はこの中には表示されておきませんが、定期券の発行についてどのような考え方を持っているのか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（伊藤正信君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤敏之君） 定期券カード、また回数券カード、これらにつきましては、認識する機械を導入しなければならないということから、実証運行におきまして、今後検証していった段階で協議会の方でまた検討させていただきたいと考えております。以上でございます。

○議長（伊藤正信君） 山本議員。

○9番（山本芳照君） せっかく通勤・通学にということで朝から利便性の高いバスを運行させておるわけでありまして、やはり早急に定期券の発行も考えた方が私はいいと思いますし、それは利用者のためにもプラスになることだろうと。少しでも安い料金で乗りたいというのが心情でありますので、定期券といえばおおむね二、三割引になっているということが今日の現状でありますので、ぜひそんなことも考慮しながら、早急に私は結論を出していただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、75歳以上の方の乗車証の発行について、これも私は3月議会で伊藤総務部長から、75歳以上の方についてのパスポートの発行を考えておりますというふうに回答をいただいておりますけど、「広報やとみ」6月号を読みますと、75歳以上の方は後期高齢者医療被保険者証、それから住民基本台帳カード、運転免許証など年齢の証明できるものを運転手に御提示ください、このようになっておりまして、なぜ3月議会でこのようなものを考えている、

パスポートを考えているというお話があったにもかかわらず、こういう内容に変わったのか、その経過についてお答えをお願いいたします。

○議長（伊藤正信君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤敏之君） 確かに3月議会におきましては無料パスの導入ということで、写真を入れるかどうかというような議論もさせていただいております。これにつきましては、新たに75歳になられた方や、転出・転入者等の対応も考えまして、後期高齢者医療被保険者証、住民基本台帳カード、運転免許証等、年齢の確認できるものを提示することによりまして無料で乗車できることとさせていただきました。以上でございます。

○議長（伊藤正信君） 山本議員。

○9番（山本芳照君） すぐ準備せよと言っても、また多少時間的に無理があるかと思えますけど、将来的に先ほど申し上げたような75歳以上の方の無料パスポートの発行は、考えているのかいなのか、お答え願います。

○議長（伊藤正信君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤敏之君） この今の導入につきましても、今年度中の年末までには、まず今の実証運行の第1段階としまして検証を行ってまいります。その中で、また協議会におきまして評価等をするわけでございますが、その中で議論はさせていただきたいと思います。

○議長（伊藤正信君） 山本議員。

○9番（山本芳照君） ぜひ利用者が利用しやすい、運転手の方に提示しやすいものを私はつくった方がいいんじゃないかというふうに思っていますので、ぜひその方向で努力をしていただきたいと、このように考えております。

次に、バスをこのダイヤどおり走行するために、今回のこのコースの設定、時間等々を含めて各路線を何回ぐらい試運転を実施されたのか、お答えください。

○議長（伊藤正信君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤敏之君） バスのダイヤにつきましては、弥富市の地域公共交通総合連携計画に基づきまして、委託業者の三重交通が作成をいたしております。

市といたしましても、確認のために担当者がバスを使用した試行運転に同乗して確認をしてまいりました。

作成したダイヤにつきまして、渋滞が懸念される箇所、また拠点となります佐古木駅、近鉄弥富駅につきましては、雨天時も含めまして試行運転を行ってまいりました。

その他、昼間の時間帯につきまして、巡回福祉バスの運行実績も考慮してダイヤ編成を行ってまいったところでございます。

バスの運行につきましては、交通事情、また天候によるダイヤへの影響がございますが、交通法規を守りつつ、できる限り定時運行ができるようなダイヤ編成を行うよう要請してお

り、特に乗務員の教育につきましても、地理的な問題等を徹底するように指示をしてまいっております。

何回ぐらいということですが、基本的なダイヤ作成のために3回、全線の試行運転を行っております。

そのほかに10回ほど、道路状況、また停留所の状況などの確認を含めまして試行運転を行ってまいりました。以上でございます。

○議長（伊藤正信君） 山本議員。

○9番（山本芳照君） 三、四回、もしくは10回程度、それぞれ試行されていると、ぜひこの時間どおりバスが運行できますよう努力をしていただきたいと思います。

次に、バス停の位置の関係であります。このバス停の位置を決めるときに、どのようにして決められたのか。私がこの質問をさせていただくのは、実は場所をちょっとこの場で言うのは、いろいろプライバシーの問題がありますので言いませんけど、私のたまたま知り合いの人のうちの前がバス停に決まると、なぜうちの前がバス停なんだと。私もそのうちを見てきましたら、ちょうどうちの前に雨宿りに都合がいいような車庫があって、オープンになっているわけですね。ずっと入れるわけです、車庫に。その前にバス停をつくられますと、不審者なのかお客さんなのか雨宿りなのか、その家族にとっては大変不安な一面を抱えるわけです。どういう理由でうちの前がバス停になったのかと、実はこんな質問を受けまして、市役所に私も相談に行きまして、どういうふうでこういうふうになったのか。いろいろ聞いてみますと、地区の民生委員さんからの要望もあったとか、ちょうどこの団地内の中心的位置にあるとか、こんなお話で決まったということなんですけど、自宅の前にバス停だと言われた人は本当にびっくりしまして、せめてバス停を決めるときぐらいは、例えばその自治会長さん、区長さん、民生委員さん、それから福寿会の役員の方、当然そのバス停の前に住んでいる住民の方、それぞれ5者、4者が相談して、お互いに納得の上で私はバス停というのは決めるべきだと思っておりましたので、役所の方にお話をさせていただきまして、住民の方からも大変私のうちの前では困ると、こんな話をさせていただきまして、最終的に若干位置の変更があったわけではありますが、そういった経過について市役所の方も話は通じていると思いますけど、どういう経過からそういうふうなバス停が決まっていったのかという経過について、少しお話をさせていただきたいと思います。

○議長（伊藤正信君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤敏之君） 議員御指摘の地区に限らずバス停につきましては、巡回福祉バスの従前ございましたバス停を基本といたしまして、新たな場所につきましては、その路線の中心となる地区といえますか、その利用される方の範囲の中心となる箇所、これはバス停の位置につきましても、公安委員会、道路管理者等の協議が要るわけですが、最良

の場所として決めさせていただいて、その後にそういう関係者の方に御了解に伺ったというのが事実でございまして、議員のおっしゃるように、事前にそういった根回しというのがなかったことはおわび申し上げますが、そういったことで一部につきましてそういう状況がございまして、場所を少しずらさせていただきまして決定をさせていただきました経緯がございます。以上でございます。

○議長（伊藤正信君） 山本議員。

○9番（山本芳照君） そういったあつてはならない、そういったトラブル的なことが発生しますので、ぜひそういったバス停等を決める、公共が使う場所でありますので、十分いろんなことを配慮しながら、ぜひ設定については十分な配慮をしていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

それから、各地方、それぞれこういった公共バスを地方自治体で運営しておるところがあります。地区によってはバス停以外でもバスをとめてお客さんを乗せるという地区もあるやに聞いていますけど、弥富市内で運転手がバス停以外のところで安全等を確認した場合、例えばお年寄りの方がバスに乗るために急ぎ足で歩いておるときにバス停以外のところでも乗せることがあるのかどうか、ちょっとお話をしていただきたいと思います。

○議長（伊藤正信君） 伊藤防災安全課長。

○防災安全課長（伊藤久幸君） 御指摘の点でございますけれども、停留所以外でとめることはございません。

○議長（伊藤正信君） 山本議員。

○9番（山本芳照君） それは原則はそういうことでありますけど、地区によっては乗せてもいいんじゃないかというような箇所もあろうかと私は思っていますんで、これから一度またそういったことも検討していただきたいなあというふうに思っていますので、よろしくお願いいたします。

それから、このバス料金の関係について、やはりアンケート結果でも100円の声が多かったわけでありますけど、どうして200円になったんだと、こんな声が住民・市民の方からありますので、くどいようでありますけど、もう一度バス料金が200円になった根拠についてお答えをお願いしたいと思います。

○議長（伊藤正信君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤敏之君） この200円、100円という金額につきましては、協議会で決定されたものでございます。その中身としましては、やはり交通連携計画の観点から、近隣町村、飛島村、木曽岬町、これらの金額を参考としまして、200円が妥当だろうということの中で200円と減免金額が100円ということで決定がされました。以上でございます。

○議長（伊藤正信君） 山本議員。

○ 9 番（山本芳照君） 近隣市町村の料金を参考にすることも大事なことでありまして、やはり200円にする根拠は、当然受益者負担ということもありますし、バスの改造費用等もかかるし、弥富市も1億2,000万をかけてこれをやるということもわかっていますが、やはり住民の方にしてみれば、どうして200円なのと。近隣が200円やで、うちもそうしたよだけではなかなか納得できない部分がありますので、もう少しこういう根拠だからこうなったんだよというのを市民の皆さんにお知らせした方が私はいいいんじゃないかというふうに思っていますので、もう少し詳しくお話をしていただけないでしょうか。

○ 議長（伊藤正信君） 伊藤総務部長。

○ 総務部長（伊藤敏之君） 基本的には、公共交通バスを走らせるにつきましては、すべて収入で賄うということは実際できません。そういった中で、この今の3年間の実証運行というのは、国交省の補助事業で3年間試行運行ができると、補助金も若干国の事業仕分けによりまして減るわけですが、そういった中で200円というのが妥当かどうか、この基準があるのかないのかということだろうと思いますが、実際に今の利用料ですべて賄うとするなら、200円というのはとてもできるものではないと考えております。

200円にした根拠につきましては、協議会におきまして、あくまでも近隣町村との整合性を持たせたもので決定がされたと考えております。以上です。

○ 議長（伊藤正信君） 山本議員。

○ 9 番（山本芳照君） 利用者に見れば少しでも安い方がいいわけでありますので、いろいろまた見直しを図っていただきながら、少しでも安い料金で乗れるように、ぜひ努力をしていただきたいと思います。

あと、この弥富市地域公共交通活性化協議会、今後の計画策定フロー、我々がもらった資料は今年度までということになっていきますけど、今後、どのような計画でこの協議会が進められていくのか、少しお話をしていただきたいと思います。

○ 議長（伊藤正信君） 伊藤総務部長。

○ 総務部長（伊藤敏之君） とりあえず今年度でございますが、昨年と同様でございますけれども、運行開始後の市民利用者のニーズ調査を9月から10月にかけて実施を考えております。これにつきまして、今の調査結果につきまして、協議会の方で問題点、課題の報告をさせていただき、それぞれの運行形態の評価、改善方策の検討と公共交通の普及・促進の活動の検討、また利用者負担の軽減策についても検討をしていきたいと考えております。これは今のニーズ調査結果が出ますのが年末を予定しておりますので、ことしの年末に、そのニーズ調査の検討を協議会の方ですということでございます。

その後、今年度末におきましてそういった方策の整理をさせていただきまして、協議会の方でまとめたものについて、また広報、ホームページ等におきまして市民の方に周知徹底を

したいと考えております。

23年度以降につきましても、その3年間の実証運行の中で同じような調査結果に基づく検証をしてみたいと考えております。以上でございます。

○議長（伊藤正信君） 山本議員。

○9番（山本芳照君） 21年度は、会議はほぼ4回ぐらいですね。22年度も大体そんなような回数で開催されて、また中身について議会の方にもお知らせ願いたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、水道管の水漏れ調査についてお伺いをいたします。

この我々が使っておる水は、愛知県で一番高い水道料金を払っておるというふうに言われておりまして、住民の命、あるいは生活を守る上で大切な水、近年、地球温暖化による異常気象の影響から、大規模渇水の発生が懸念されております。これに対する整えが必ずしも十分であるとは言えない、木曽三川流域市町村の水道事業の現状であろうかというふうに思っています。私ども人間として命を守るために不可欠な水が、大切な水が水道管から漏れ、そのまま垂れ流しになっている、そして放置されているのを見てお伺いをいたしますが、水道局は、こういった水漏れ調査、水道管の管理は、今日どのようにして実施されているのか、お答えをお願いいたします。

○議長（伊藤正信君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 皆さん、おはようございます。

山本議員の御質問にお答え申し上げます。

私も先月の5月10日から、海部南部水道企業団の企業長という形で就任をさせていただきました。水の大切さ、あるいは安定供給ということに対する人間の命、あるいは農水工業というような形の中において水の大切さがあるわけでございます。先ほど議員の方からも御指摘がございましたとおりでございます。

今、さまざまな形で、木曽川水系の導水路事業に対しても私たちはその必要性を訴えさせていただき、安定した水の供給、あるいはこれから水の心配がないようにということも含めて、そしてまた私たちが住んでいる特有の地域という形の中でのことを考えながら、そのお願いをしているところでございます。今後もこの問題につきましては要望してみたいというふうに思っておりますが、漏水の問題でございますけれども、いろんな形の中で水の漏れに対するさまざまな訴訟問題等もあるわけでございますけれども、海部南部水道企業団の給水条例がございまして、例えば企業団の配水管、いわゆる本管から分岐し、各家庭に配管される給水管、そういった形で問題でメーター器より前の部分で損傷、あるいはそういった形の中で漏水しているというような状況においてはどちらが修理費を負担していくんだというような問題かと思っておりますけれども、先ほども言いましたように、この条例の施行

規則の中では、いわゆる官民境界ということをはっきりとうたっておるわけでございます。そのところがメーター器の前であっても民地内であれば、それはその給水管を引っ張っていただいているところの管理ということの中でお願いをしているわけでございます。また、管の水漏れは、これは水道企業団が修理していくという形でございますので、これからさまざまな問題があるわけでございますけれども、漏水に対する水道利用者の負担工事ということについても明確にさせていただいておりますので、よろしくをお願いをしていきたいというふうに思っております。

大切な水でございます。そうした形の中で、いつまでも漏水、水漏れがあるということについては本当にもったいないことでございますので、そういったようなことに対しても企業団側から、それぞれの各家庭に対して早く直していただきたい、あるいは異常のあるときについては御連絡いただきたいということをお願いしているわけでございます。

こんなことはありませんけれども、そうした形でほうっておいた場合には、5万円の過料という形のものをお願いする場合もあるわけでございます。これについては、実際には適用されておられませんけれども、あくまでも利用者との話し合いのもとで御理解をいただいているという状態でございますので、官民境界、これが私どものお願いでございます。そういった形の中でのはっきりした条例、規則となっておりますので、御理解賜りたいと思います。

○議長（伊藤正信君） 山本議員。

○9番（山本芳照君） 私がこの質問をするのは、そういったことで垂れ流しのまんま、私の近くのアパートで、いわゆる取水管の前でふたからかなりの量が水漏れを起こしていましたけど、ほかってあるわけですね。それはなぜかといったらメーターに影響ないもんですから、そのまま放置してあるというのが現実にあリまして、やっぱりこういうことが水道料金の高い原因の一つにもなっているんじゃないかということを感じましたので、ちょっとこんなお話をさせていただきました。

ぜひこの海部南部水道も、そういった漏水箇所がこの地方でもいろんなところで僕はあるような気がします。やはり定期的に地域を回りながら、チェック体制をきちんとやっていくことが大切じゃないかなというふうに思いまして、今、市長からお話がありましたように、いわゆる本管から枝線が出て取水管、メーターまで自分の土地の中にそれがあれば、当然自分が修理しないかんという関係ですが、下水道の場合、共同ます、ここまでが事業者が負担しているということになっていきますので、その辺の矛盾を感じるわけですね。やはり事業主が出すべき方がベターだと思えば、その方向に変えた方が私はいいような気がしますので、ぜひこれから、また水道の方をそんなことも含めて十分議論をしていただきたいと思いますけど、いかがでしょうか。

○議長（伊藤正信君） 服部市長。

- 市長（服部彰文君） 議員の御指摘のとおり、さまざまな問題、ケースがあるかと思っております。そういった状況の中においては先ほど言ったのが原則でございます。原則ということは、これは崩せないわけでございます、そういった形の中においても、また適用の範囲につきましては、水道企業団の議会の中でも議論をしてみたいということを思っておりますので、よろしくお願いします。
- 議長（伊藤正信君） 山本議員。
- 9番（山本芳照君） ぜひ市民が喜ぶ方向で検討されたいというふうに思いますので、よろしくお願いします。

最後に、地域防災計画について少しお伺いをいたします。

先日、平成22年3月、「弥富市地域防災計画書」がそれぞれ議員に配付されました。この地域防災計画書は、市民の命と暮らしと財産を守る教科書であります。ぜひチェックは間違いないように取り組んでいただきたいと思います。というのは、この平成21年度版の間違いがそのまま22年度も印刷されて発行されているという内容になっています。間違っているところは、第3編の附属資料の防火水槽耐火性貯水槽一覧の種類の欄です。この計画書の校正チェックはどこが行っているのか、お答えをお願いいたします。

- 議長（伊藤正信君） 伊藤防災安全課長。
- 防災安全課長（伊藤久幸君） お答えします。

議員御指摘の点でございますけれども、校正ミスがございまして、まことに申しわけございませんでした。これにつきましては、ぎょうせいという会社に委託をしておりますけれども、校正等につきましては市でもやっております。校正ミスということで申しわけございませんでした。

- 議長（伊藤正信君） 山本議員。
- 9番（山本芳照君） というのは、21年度版も間違っていて、そのまま22年度も一緒のところが間違っていて掲載されておるわけですね。結果的にチェックをしたのは市の方ですよと言ったって、実際はやっぱりきちっとチェックをしていないというのが私は事実だろうというふうに思っていますので、先ほども申し上げましたように、これは大変重要な我々の教科書でありますので、ぜひ今後、こういったことが起きないように、きちっとチェック体制をやっていっていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

それで、この地域防災計画書の中に、それぞれ各小学校区に防災広場の整備をというふうに掲載がされております。内容は、各小学校区に防災広場を整備し、大規模災害発生時に地域住民の相互援助による被害軽減及び応急復旧等の防災活動が実施される場としてコミュニティ単位で活用を促進するというふうに掲載されておりますけど、この防災広場は平成何年までに各小学校区に整備を考えているのか、お答えをお願いいたします。

○議長（伊藤正信君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤敏之君） 議員御指摘の防災広場につきましては、現在、各地区コミュニティ推進協議会単位での整備を考えておりまして、現在、大藤学区に防災広場が設置されているところでございます。桜学区につきましては、防災機能を持たせましたひので公園を平成23年度完成予定で現在整備中でございます。白鳥学区につきましては、前年より用地交渉を行っておりますが、事業がおくれておりますことをおわび申し上げまして、本年度、用地買収、平成23年度完成を目指して、現在、用地の交渉中でございます。

他の地区につきましては、既存の施設の利用も含めて計画をするなど地域に見合う整備をしまして、できるだけ早い完成を目指しまして努力してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（伊藤正信君） 山本議員。

○9番（山本芳照君） きのうも立松議員の方から防災広場に関する御質問があったわけですが、やはり最低でも何年までにすべての小学校区につくっていきたいという方向性は、私は示すべきだろうというふうに思っていますので、予算的な関係もあろうかと思いますが、ぜひ一刻も早く各小学校区につくるよう、ぜひ努力をしていただきたいというふうに思っていますし、また白鳥小学校区の防災広場も昨年提案されまして、私も期待をしておりましたけど、残念ながら地権者との話し合いがうまくいかず、21年度は実施できなかったというのが事実であります。今、部長の方から今年度中にとのお話でありまして、それはやはり相手のあることであるので、なかなか市の思うとおりにはいかない部分もあろうかと思いますが、地域住民にしてみれば一刻も早い建設を望んでおりますので、ぜひ強い決意を持ってこの問題は取り組んでいただきたいというふうに思っていますので、市が今後どのような強い姿勢で挑むのか、その決意の一端をぜひ述べていただきたいと思います。

○議長（伊藤正信君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 地域防災計画の防災広場ないし防災公園という形の中での御質問でございますが、先ほど来、所管の担当の者がお話をさせていただいたとおりでございますけれども、私どもとしては弥富市の総合計画、10年計画があるわけでございますけれども、その前期5年を一つの目安にさせていただいております中で、平成25年ないし26年という状況の中で、それぞれの学区、コミュニティの段階における防災公園、防災広場というものについて努力してまいりたいというふうに思っておりますので、御理解賜りたいと思います。以上でございます。

○議長（伊藤正信君） 山本議員。

○9番（山本芳照君） 今、服部市長の方から、26年度をめどに各小学校区にとのお話でありますので、各地域の住民の方は早いところつくられることを望んでおりますので、ぜひこ

の方向で御尽力をいただくことをお願いしまして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（伊藤正信君） 次に杉浦敏議員、お願いをいたします。

○10番（杉浦 敏君） 10番 杉浦でございます。

私は、コミュニティバスにつきまして質問させていただきます。

先ほど山本議員からお話がありましたが、21日からいよいよコミュニティバスの運行が始まります。初年度1億3,000万の予算規模という、市にとりましても大変大きな規模の事業となります。弥富市地域公共交通活性化協議会が昨年7月から開催をされまして、委員の皆さんにより活発な議論がなされ、今回の計画が策定されたものと聞いております。その計画につきましては、パブリックコメントも実施され、一部一般市民からの意見も聞き取りがされ、それに対して市の考え方も公表されておりますが、今度の計画が一般市民に広まるにつれましていろいろな問題点が指摘されるに至っております。

まず第1に、従来の福祉バスのバス停が幾つか廃止をされ、バス停の数が減ったということとであります。このことで複数の市民の皆さんからいろいろな指摘がされております。あるひとり暮らしの高齢者の方は、現在の巡回バスのバス停が廃止されて遠くなり、これではとても不便で利用ができない。福祉バスしか交通手段がなく、当てにしているので買い物など日常生活にも困ります。また、ある桜学区の女性の方は、南部ののびのび園を母子で利用しているが、バス停がなくなっては利用できなくなる。うちの家庭は、だれも車の運転免許がないし、経済的にも車の所有は無理だ。また、ある十四山の方は、バス停がなくなって海南病院へ行けなくなる。糖尿病で幾つかの科に通っているが、遠くのバス停までは歩けない、こういう声も寄せられておりますが、まず事前にお聞きしたいのですが、今の福祉バスのバス停は合計で98カ所ありますが、コミュニティバスのバス停は合計で幾つありますか、もし数がわかればお答え願います。

○議長（伊藤正信君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤敏之君） 今回、計画されておりますコミュニティバスのバス停につきましては、71カ所でございます。

○議長（伊藤正信君） 杉浦議員。

○10番（杉浦 敏君） 具体的に申しますと、例えば現在の福祉バスのAコース、北系統ですと白鳥保育所や十四山の馬ケ地、あるいは上押萩など10カ所のバス停が廃止されました。弥生地区でも何カ所か減っております。また、このAコースの南系統では、尾張大橋東や十四山の五斗山、桴場など4カ所が廃止されました。また、Bコースでは、本浄寺、稲元、三好口など、またCコースで三稲、稲狐、のびのび園、稲荷崎神社などのバス停が新しいコミュニティバスではなくなっております。ほかにもありますが、詳しくは申し上げませんが、それからそれにつけ加えまして十四山の東部コースの場合ですが、私も最近まで気がつかな

かったのですが、運行経路、時刻表、ダイヤでも大変大きな問題が出てきたのではないかと思います。

安井議員が対話された方の御指摘では、例えば十四山の竹田から乗って野村医院まで行くのに、すぐ次のバス停ですから行きは1分、しかし、帰りは野村医院を10時46分に乗って竹田に着くのが12時15分、帰りは1時間29分もかかるということであります。また、五斗山の人は、海南病院へ行くのにピアゴ十四山店8時35分で乗ると、海南病院へ着くのは8時48分ですが、帰りは11時48分に乗りますと、ピアゴへ着くのが13時05分ということで1時間17分もかかるということであります。

このように大変予想もつかないようなことが起こってきたわけなんですけれども、やはり住民の皆さんからは、こんなに不便ではもう使えない、有料化になるのであれば便利になるかと思っていたがとんでもない、こんな意見も出ております。

コミュニティバスとしての機能を重視するために、スピード化のためにバス停の数を減らした、あるいは十四山ではこの運行表を見ますと、いわゆる循環型と申しますか、ぐるぐる回る形にして往復になっていない、こういうふうなルートをつくったわけではありますが、結果としまして、きめ細かさという観点からは大変大きな後退をしているのではないかと、不便になったのではないかと、このように思うわけであります。

前回配付されました「弥富市地域公共交通総合連携計画」、この青い冊子ですが、70ページにもうたわれております基本方針の中で、市内バスの運行の改善・充実とあり、移動手段としての利便性向上はもとより云々と書いてありますし、また生活交通の確保・充実、市民の基本的な生活と社会参加の機会を確保するため云々とありますが、こういった基本方針に照らしても改善の必要があると考えます。限られた条件の中でルートや時刻表の計画変更は簡単にできることではありませんが、この今まで利用ができて今回のバスで利用ができなくなる人が出てくるという事態にどう対応するのがすぐに問われてまいります。

今回廃止されますバス停の中には、結構利用実績の多いバス停も含まれております。また、廃止されるバス停と近接する存続されるバス停の間での移動時間が今の福祉バスのダイヤでは1分から2分で到着できるということもたくさんあります。工夫をすればバス停の復活は十分に可能ではないかと思えます。実証運転の中での再検討ということになってまいります。先ほども山本議員への御答弁の中で、また新年度もニーズ調査をするとか、いろいろ計画はされているようでありますけれども、このような問題に対して市としてどのような改善をしていくか、こういったリーダーシップをとられるかという基本的な方向をお聞かせ願います。

○議長（伊藤正信君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤敏之君） バス交通につきましては、巡回福祉バスからコミュニティバスへ

の移行が過去に検討されてきてまして、昨年の7月に弥富市地域公共交通活性化協議会が発足されました。これまで5回、協議会が開催されてきて協議がされてきておりますが、利用者を対象としました意向調査のデータをもとに、主に朝夕の通勤・通学・通院と昼間のショッピング、公共施設の利用の2極化された利用形態を軸に、バス停、また路線のコンパクト化によりまして速達性と利便性を重視したものとなっております。

バス停、運賃、路線などにつきましては、本協議会で決定されたものでございます。実証運行を6月21日から開始いたしますが、ある程度の期間を見まして、昨年同様に、先ほども申し上げましたが、利用者等のニーズ調査を行いまして、良好で有効な利用形態を確立するべく検証をしてみたいと思います。その検証データに基づきまして、協議会の中でも市民ニーズに見合った運行計画に改善をしながら平成23年度の運行などを行ってまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（伊藤正信君） 杉浦議員。

○10番（杉浦 敏君） 先ほど私言いましたけれども、今利用されている方が今度の計画から利用できなくなっちゃうという方が実際出てくるわけでありまして、これはこのコミュニティバスの、先ほど私申し上げましたけれども、基本計画と申しますか、そこにも基本方針の中、やはり市民の足を確保するという大きな目標が掲げられております。また、市の基本計画の中でも福祉バスを充実させると、これはまた高齢化する中で市民の足を確保する、交通弱者の足を確保する、またその一方で、なるべく車を使わなくてもいいような社会をつくっていくと、環境面でも必要なんだよということがうたわれております。そういった意味で、やはり協議会で協議されるということでニーズ調査もされるということなんですけれども、これも我々も議員として一般の市民の方からいろいろ御意見を伺ってきて御指摘があると。議会を通じまして、あるいは市当局を通じまして、こういった問題点があるんだよということで、やはり何としても必要なことは協議会に任せるのであるんだけど、行政としてのリーダーシップ、方向性を強く打ち出してほしいと。

まず第1は、今申し上げましたようにバス停がなくなっちゃったと、課長にこの前、お話を聞きましたら、300メートル以内のところにバス停が散らばっておって、弥富はどっちかというと過密な実態だというふうにこの本には書いてあるんですけども、それはそういう地域もあるでしょうけど、実際に今言いました十四山、あるいは南部周辺が特にそうなんですけれども、やはり高齢者が歩いていけるような距離にないところが多々あります。なくなっちゃいますと、ますます大変です、これは。コミュニティバスですけども、後の質問でも言いますけれども、やはり福祉バス、弱者を何とかして救済していくという視点がなければバスの意義がないと思うんですね。料金を取るならなおさらです。お金を取ったけど、不便になっちゃった、利用者が減っちゃったと、これでは事業としても成り立たないし、本当に活

用していただくために、やはり市の基本的なスタンスとしてそういう利便性、実際に使われる方の声をできるかぎり反映していくという姿勢をとってほしいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（伊藤正信君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 杉浦議員にお答え申し上げます。

今回の公共バスに対するガイドブックであるとか、あるいはそのバス停の位置であるとか、時刻表は、きょうあすのところで全戸配布という形で考えておりますので、また到着しましたら、それぞれの御家庭で御確認をいただきたいというふうに、まずはお願いを申し上げます。

今、今回の6月21日からの運行に対しまして杉浦議員の方から、いろいろといろんな角度からお話をいただきました。98ヵ所あったバス停が71ヵ所になるわけでございます。約3割のバス停が少なくなっておるわけでございますので、当然それぞれの市民の皆様には御負担というか、御迷惑をかけるというようなことにもつながっていくわけでございます。

いずれにいたしましても、運行を開始いたしましてからアンケート調査をいたしまして、次のときに生かしていくというようなことを考えておるわけでございます。どうしても、もう1台バスを投入していかないと抜本的な解決ができないというような状況もあり得ると思うんです。そうしたときには、我々としてはきちっと判断をしていくということが大事だろうというふうに思っておりますので、そういったことをも含めて、この半年間の実証運行についてさまざまな問題については整理をしていきたいというふうに思っておりますので御理解ください。

○議長（伊藤正信君） 杉浦議員。

○10番（杉浦 敏君） 今、市長からお話がありましたように実証運行ということで、半ば見切り発車的にスタートされますけれども、やはりきちんと住民の声を聞いてほしいと、そのように希望いたします。

それから、次に料金の問題でございます。この料金の問題につきましては、私は前回の3月議会の一般質問でもお話をさせていただきましたが、まず具体的に、とある障害者の方から私に言われたんですけれども、運賃が200円というのは大変高過ぎると。バスを利用して、しょっちゅう私は福祉センターへ行っておりますと、私は年金生活のひとり暮らしで、自分の収入では往復の400円は本当にためらってしまう、こんな声も私のところに寄せられております。先ほど200円という根拠ですね、これは部長の方からお話があったんですけれども、この前の一般質問でも、近隣の飛島、木曽岬が200円にしているからということで、ただ、今申し上げましたように、使ってみえる方の中には、やはり200円の設定をしたという、これは今まで無料だったやつが有料になって使いづらくなってしまうなという声も率直な声で

あります。今度の計画では、利用促進のために、高校生以下が100円、それから障害者手帳保持者の方が100円、75歳以上と未就学児は無料となり、割安となる回数券も発行されることになっておりますが、75歳に満たない高齢者でひとり暮らしや収入の少ない方、75歳に満たない障害者で収入の少ない方など、特別の配慮が必要ではないでしょうか。高齢化が進む中、それとあわせて障害者など物理的な交通弱者、低収入の高齢者など、経済的な交通弱者等々へのきめ細かな対応、可能な限り救済できる手段を残すことがコミュニティバスであってもその大前提に必要であると考えます。こういった人たちについては、運賃について、さらに一步踏み込んで減額や無料化など柔軟性を持たせた対応をすべきではないでしょうか。運賃の減額、無料化につきましては、すぐにでも計画の変更は可能なはずであります。検討をお願いいたします。

○議長（伊藤正信君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤敏之君） 今、議員がおっしゃられます運賃の無料化につきましても、協議会で決定するものでございますが、基本的に受益者負担ということで大原則で決定がなされました。

このバス運賃の考え方につきましては、先ほども山本議員にも述べさせていただきましたが、公共交通連携の観点から、隣接町村のバス運賃を参考とした中で受益者負担を原則として決定されたということでございまして、利用者の収入にかかわる減額、無料化については考えておりませんが、必要であるならば、これはほかの制度でそれぞれ救済されるべきではないかというふうに私は考えております。以上でございます。

○議長（伊藤正信君） 杉浦議員。

○10番（杉浦 敏君） 私、先ほどるるお話ししたんですけれども、例えば身近な問題でいきますと、JRの運賃の割引とかNHKの受信料なんかもありまして、特にNHKの受信料ですと、御本人が障害者で世帯の皆さんが住民税非課税となってくると、申請すれば受信料はただになりますよね。今回、例えばそういった方につきましては、来年から地デジしか見られなくなるということで、要するにアナログがなくなって、国の方としても、そういった受信料が免除される方については国がお金を払って、簡易チューナーをつければ現行のテレビでも見られるということで、そういったものを無償で配付をしよう。つまり、国がシステムを変えたんだから、それに対しては、そこからはじき出される人は国で面倒を見ましょうよ。今回でもそうなんです。市として有料化しちゃったんだと、それで困る人が出てくるのであれば、当然収入ということを念頭に置いて、これはほかの制度でというようなことを今言われましたけど、今問題となっているのはバスの運賃が困るんだと。特に障害を持ってみえていろいろ困難を抱えてみえる方が、なるべくなら自分で福祉センターへ通って人のお世話にならんようにしていこうと頑張ってみえる方がですよ、たまたま75に満

たないということで200円取られちゃうと、往復すれば400円ですよ。そういう方にしてみると、100円、200円はすごく大きいんですね、本当に。ですから、ほかの制度と言わずに、先ほど私言いましたけれども、市としてリーダーシップをとっていただいて、協議会の中でこんな問題があるんですよと、で、行政としてはこういった問題意識を持っております、皆さん、どうでしょうかというお話はしてもらわなきゃいけないと思うんです。その辺、いかがでしょうか。

○議長（伊藤正信君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤敏之君） 議員がおっしゃられるように、きめ細かい救済制度ができればいいんですが、今の段階では75歳以上と未就学児の方の無料と障害者と高校生以下の方の減額ということをもとに大前提として、基本は200円の運賃という大原則で進んでまいりたいと。その中で、今後、そういった検証の中で評価・検討をしていくべきだと考えておりますので、よろしくお願いします。

○議長（伊藤正信君） 杉浦議員。

○10番（杉浦 敏君） 私は直接住民からいろいろ御意見をいただいて、その声を市にお伝えするということが今やっております。それで、やはり客観的に見ましても、国としてもいろんな制度を持っているのに、なぜ市でできないんだということも感じますし、その辺は、それは協議会を通すことでもありますもんで勝手にはできないでしょうけれども、例えばその無料化という場合ですけど、名古屋の敬老パスみたいに、ああいうパスをつくとか、いろんな手段はあると思います。そうすれば、75歳に満たない方だけ無料化を利用できる方とか、いろんな方法はあると思いますので、これはぜひ積極的に検討していただきたいと思います。これは私の希望であります。

最後に、財政の問題であります。先ほども市長でしたか、お話がちょっとあったんですけども、国の事業仕分けでこの公共交通に対する補助金が、何かうわさによりますと、3年間もらえるのか、それともまた額も減らされてしまうんじゃないかということがあります、この見通しについてはいかがでしょうか。また、3年以降はどうなるのでしょうか。

バス事業は、スタートしたら途中でやめることはできません。持続可能な事業として継続させていかなければなりません。この間、弥富市でも旧名鉄バスの津島線の廃止、三重交通バスの廃止、名鉄弥富口の廃止など、公共交通が大きく衰退してまいりました。高齢化の進展、きのうも安井議員が一覧表を示して高齢化の問題を取り上げましたが、高齢化はだんだん進んでいますので、交通弱者を守ることはますます重要な課題となってきております。国の責任をしっかりと果たしていただきますよう市長会などを通じて国にしっかりと働きかけをしていただきたいと思います、いかがでしょうか。

○議長（伊藤正信君） 伊藤総務部長。

- 総務部長（伊藤敏之君） 現在の公共交通バスに対しまして国の補助金についてでございますが、当初予定しておりました状況ではなく、国の事業仕分けによります予算額の削減、これは国レベルで44億円から40億円へ削減ということになっておるということで聞き及んでおります。

また、中部運輸局の管内の認定件数につきましては、新規の認定事業19件ということと継続事業26件ございまして、45件であるということから、新規事業の増加に伴いまして、国の当初予算の補助金の計画から大幅に下回る見通しでございます。

今後、国の補正予算も予想されるわけでございますが、こういった情報をいち早くキャッチいたしまして、必要があれば関係機関へ要望してまいりたいと考えております。以上でございます。

- 議長（伊藤正信君） 杉浦議員。

- 10番（杉浦 敏君） 何度も申し上げますけれども、やはり持続可能な事業として継続させていただきたいと思っておりますので、行政としても市長を中心に積極的に取り組んでいただきたいと思っております。

以上で質問を終わります。

- 議長（伊藤正信君） 暫時休憩をいたします。11時20分再開といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時08分 休憩

午前11時20分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

- 議長（伊藤正信君） 休憩を閉じまして、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に小坂井実議員、お願いをいたします。

- 4番（小坂井 実君） 4番 小坂井実でございます。質問をさせていただきます。

私は、農家戸別所得補償制度についてお伺いをいたします。

民主党政権において子ども手当とともに稲作農家に対する、全く新しい制度である戸別所得補償制度がスタートするわけでございます。既に4月よりスタートいたしまして6月末が締め切りとなっておりますが、子ども手当につきましては、いろいろメディアで取り上げまして議論もされましたが、この農家に対する戸別所得補償制度については対象農家戸数が少ないということもありまして、また農家自体も少しの米の値下がりにおいて消えてしまうのではないかという心配があるということも伺っております。政府の方といたしましては、値下がりになった分も補償するというようなことを申されておるわけでございますが、どこまでそれが、米もまだとれないうちからの議論でございますのでなかなかかみ合わないという部分がございます。

また、農水省の方の説明も、3月ぐらいに集落の方へ来ていただきまして説明を受けたんですが、見切り発車的な部分が非常に多かったということで、なかなかその内容的に把握ができなかったということで心配をいたしておりました。しかし、生産組合長会の方へも出させていただきましたが、農協が非常に手っ取り早く、判こさえついていたければ、面積も、また振り込みの口座番号も農協の方ですべて把握をしておるということで大変安心をいたしたわけでございますが、そんな中で、この戸別所得補償制度の中に縛りがございまして、例えば弥富市が100%転作を達成しておるか、また稲作共済に加入をしていないといけないということがありますが、この弥富市といたしましては農家に補償が受けられるか、見通しを御答弁をお願いいたします。

○議長（伊藤正信君） 石川農政課長。

○開発部次長兼農政課長（石川敏彦君） 質問にお答えさせていただきます。

今の農家の方で戸別補償が受けられるかということでございますが、今回の制度につきましては、販売農家と集落営農の方についての国からの直接の支払いということになりますので、弥富市におきましても、この生産調整の目標を達成されれば支払いが受けられるということで聞いておりますので、よろしくお願いいたします。以上です。

○議長（伊藤正信君） 小坂井議員。

○4番（小坂井 実君） 弥富市には1万5,900、戸数があるわけございますが、弥富市の農家戸数とか面積は後でお伺いします。

全国で農家というのは、政府の方の見通しでは180万農家、132万ヘクタールの予定をしておることがこの前新聞に書いてございましたが、この弥富市の農家戸数がわかりましたらお教えいただけませんか。

○議長（伊藤正信君） 石川農政課長。

○開発部次長兼農政課長（石川敏彦君） 弥富市の農家戸数でございますが、現在、この生産目標配分の対象面積と同じでございますが、1,869世帯ということで確認をしております。以上でございます。

○議長（伊藤正信君） 小坂井議員。

○4番（小坂井 実君） それでは、1万5,900の中の1,869戸がこの対象になるということでわかりました。

それでは、次に移ります。弥富市の農家は、過去に転作に対して協力的でない地区、もしくは個人があったと聞いておりますが、ことしに関しましては稲の作付面積に対する補償制度でございますので、弥富市全体で転作面積が達成されたからといって責任転作面積を果たさず、転作制度に従わないような事例は今のところないと思いますが、その点いかがでしょうか。

○議長（伊藤正信君） 石川農政課長。

○開発部次長兼農政課長（石川敏彦君） 今の御質問でございますが、去年までといいますと、生産調整をしていただいた方が不公平感とか、そういったことの問題があったと思いますが、今回の制度におきましては個人に配分をされますので、個人で達成されればそういった問題はないかと思っております。以上でございます。

○議長（伊藤正信君） 小坂井議員。

○4番（小坂井 実君） その不公平部分があるならば、弥富市地域水田農業推進協議会で十分諮っていただきまして、協議の上、不公平がないように進めていただきたいと思います。

じゃあ、次に移ります。この農地をオペレーターに全面委託、あるいは利用増進の地積が非常にふえておると、今や集落の半分ぐらいの面積が全面委託に出ているというようなことがあります。制度上、この戸別補償という部分は、すべてオペレーターに入るわけですね。その点を弥富市の見解を伺いたいと思います。

○議長（伊藤正信君） 石川農政課長。

○開発部次長兼農政課長（石川敏彦君） 今の御質問でございますが、オペレーターの方に利用権設定をされておる場合につきましては、当然今の販売農家ということになりますので、オペレーターの方に交付金が入ります。そういうことです。

○議長（伊藤正信君） 小坂井議員。

○4番（小坂井 実君） 例えば、農家が個人的にオペレーターと契約をしている部分はどうかになりますか。

○議長（伊藤正信君） 石川農政課長。

○開発部次長兼農政課長（石川敏彦君） 個人とオペレーターと契約しておる場合でございますが、例えばこれは農協の方へ作業委託ということで、代かき、田植え、刈り取り等の契約を結んでおる場合につきましては、農協の方がオペレーターの方と契約をしておりますので、これについては販売農家であります個人の方に入ります。

ただ、先ほど言われますように、農家とオペレーターと個人的にこういった農地法の手続をとらずにやってみえる方につきましては、私の方は掌握しておりませんので、これについては当然個人の販売される方に交付金として交付されます。以上でございます。

○議長（伊藤正信君） 小坂井議員。

○4番（小坂井 実君） 結局、補償金という部分は、米をつくった人に入るということで承知いたしました。

次に、十四山地区における農作業委託のみの田を含めた稲作と転作のローテーション方式で、大体集落の中を三つぐらいに分けて、この部分はことしは麦ばかり、この部分は米をつくるというふうに3年でローテーションで回しているところがあるわけですが、例えばこと

しに関しては、麦に転作するということになりますと、その農家は補償は一銭も受けられないということになりますね。それを地元の農家はどうも承知を、農協の話では農家は承知をいただいておりますということを伺いましたが、この制度がどこまで続くという保障もございませんが、そういう部分は市の方ではどのようにお考えになっておりますか。

○議長（伊藤正信君） 石川農政課長。

○開発部次長兼農政課長（石川敏彦君） お答えします。

先ほどのブロックローテーションの件でございますが、これにつきましては、先ほど言いました米づくりの方の事業につきましては、当然販売農家の方に交付金がされるわけでございますが、ただ、麦・大豆につきましては、オペレーターの方に個人の方から作業料金を払っていただいて、お支払いという形になるかと思えます。

それと、市の単独補助ということで生産調整の関係で補助金を出しておりますので、その辺のことにつきましては、先ほど議員が言われますように3年間のローテーションがございしますが、ことしについては転作市独自の補助と麦・大豆についての国からの交付金がございしますので、そちらの方で対応していただきたいと思います。以上でございます。

○議長（伊藤正信君） 小坂井議員。

○4番（小坂井 実君） わかりました。3年間のうちに必ず回ってくるということで農家の方も承知をしておると、市の方もそういうふうに把握していただければ結構でございます。

では、次に移ります。10アール以下の水田のある方の説明会を開かれたと伺っておりますが、生産組合に所属してなくて10アール以下の田を持ってみえる方に、たしか回覧で回りまして説明会がありますということを伺いましたが、どのような説明をされたか、お伺いをいたします。

○議長（伊藤正信君） 石川農政課長。

○開発部次長兼農政課長（石川敏彦君） お答えさせていただきます。

議員が言われましたように回覧につきましては、例えば10アール未満の方の農業者、または農家で生産組合とか支部に加入してみえない方を対象に4月25日に説明会をさせていただきました。午前・午後ということで、午前につきましては12名の方の参加、午後につきましては14名の方が参加されました。この方々につきましても、10アール以下の所有者の説明会ということでございまして、米のモデル事業につきましては、交付金が農業者に適切に生産調整目標を配分するという事になっておりますので、対象とならない10アール以下の方、農業者につきましても、農家で生産組合、支部に加入してみえる方と同様の説明をさせていただきました。以上でございます。

○議長（伊藤正信君） 小坂井議員。

○ 4 番（小坂井 実君） また、これにも縛りがございまして、農家の作付面積から10アールは基礎控除みたいな形で、農家の自分のところの食べ分と、保有米分として補助金が受けられないわけですね。したがって、あなた方は補助金はもらえませんよという説明をされたわけですね。

○ 議長（伊藤正信君） 石川農政課長。

○ 開発部次長兼農政課長（石川敏彦君） 今の10アール以下の関係でございますが、今のこの制度につきましては、生産された米については10アールを引きますので、残った方が、例えば15アールあっても10アール引きますので5アールしかございませんので、この方につきましては交付金の対象となりませんという説明をさせていただいております。以上でございます。

○ 議長（伊藤正信君） 小坂井議員。

○ 4 番（小坂井 実君） 私の方にも、こういうふうの回覧があるけど、私らも行かないかんとか、必ず行かないかんかという質問がございましたので、いやいや、それはもらえませんよという説明ですよとおきましたが、それに関して、これも国の制度でございますので、10アール引くというのは弥富市の場合ですと、10アールで平均528キロのお米がとれるわけでございます。つまり8.8俵ですね。今は日本のお米の消費量でいきますと、1人が60キロを切るぐらいのお米の消費量でございますので、1反、つまり10アール基礎で引くというのはちょっと酷なこととも思われますが、国の制度でございますのでそれは次に回して、最後の集落営農組織の普及、また推進・啓発についてお伺いをいたします。

この制度は、集落営農組合、組織に対しては非常に手厚くというか、おおらかにというか、その基礎控除10アールを全体で10アール引くだけと。例えば何町歩あろうとも、組合員が何十人あろうとも、全体の中で10アールだけは引いて、あとには補償金をつけましょうということになっております。それを伺いまして、海部農林水産事務所の方へ2度ほど足を運びました。そしていろいろお伺いいたしまして、私どもの集落では鮫ヶ地集落営農組織を、生産組合を立ち上げました。それによって今の10アール以下の田んぼを持った方も、もちろん入っていただきましたので、その部分もカバーをすることができたということをここで御報告申し上げておきますが、ぜひ弥富市でも集落営農の組織づくりを推進して、また普及に努めていただきたいと思います。また、そうなりますと、大口需要家ということで肥料の方でも、今年度、30万近くの割り引きが受けられました。したがって、ある程度のメリットもございます。また、市の方はひとつそういう推進、あるいは啓発をされるかどうか伺いたいと思います。

○ 議長（伊藤正信君） 石川農政課長。

○ 開発部次長兼農政課長（石川敏彦君） 今の御質問にお答えさせていただきます。

先ほどの御質問でございますが、市の方で推進をするかということでございますが、説明会等で農政局からも説明されておりますが、集落営農は要件がございますが、組織化した場合につきましては、戸別所得補償制度では、個々の経営にかかわらず全国一律の単価で交付されます。したがって、個々の経営より集落営農で効率的な経営を行っていただいた方が農家１戸当たりについての所得が増加いたします。

また、この組織につきましては、米のモデル事業の導入を契機に、構成員、作付していることと米に取り組むことで経営の安定と構成員の所得の増加を図っております。

したがって、集落内で調整されることが前提となりますが、同意書が当然必要となってきます。これにおきまして、今後、市とあいち海部農協と連携してＰＲをしていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（伊藤正信君） 小坂井議員。

○４番（小坂井 実君） この農業環境の変化、また農業人口の減少、また相続による農地の細分化ということが非常に顕著になっておりますが、私たち、自分たちの住む今の環境、また暮らしを少しでも長く守るためにも非常に有効な手段ではないかと思います。

また、例えば名古屋の方から戸田の辺まで来ますと涼しい風を感じる、これは私ばかりではない、どなたも経験したことがあるんじゃないかと思いますが、水田の渡る風は心地よい、少しでも温度を下げるよう働いております。また、集中豪雨の場合でも、緑のダムとして農地が一たん水を受けとめるという観点に立って、ぜひ少しでも今の環境を守りながら、また弥富市としても市街地は別として、どうか田園都市ぐらいを目指すような、そういう新しい構想も考えていただきますと、環境のいいところにいつまでも住みたい、静かなところに住みたいという人も結構私は多いんじゃないかと思うので、どうかひとつそんなところも考えていただきまして、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（伊藤正信君） 以上で一般質問を終わります。

以上をもちまして本日の議事日程は全部終了しましたので、本日の会議はこれにて散会をします。御苦労さんでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時41分 散会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 伊 藤 正 信

同 議員 杉 浦 敏

同 議員 安 井 光 子

